

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23号第5項の規定により、当社における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

事業所の名称	有限会社アルファ工業
事業所の所在地	〒372-0047 群馬県伊勢崎市本町13番地9 一ノ瀬ビル1階

1 派遣労働者の数 (対象期間：令和6年9月1日～令和7年8月31日)

派遣労働者の数（令和8年6月1日付）	0 (人)
雇用安定措置を講じた人数	0 (人)

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数 (対象期間：令和6年9月1日～令和7年8月31日)

派遣先の実数（事業年度あたりの事業所数）	0 (件)
----------------------	-------

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間あたりの額）①	0 (円)
派遣労働者の賃金の額の平均額（1日8時間あたりの額）②	0 (円)
マージン率（＝（①－②）÷①）	0.0 (%)

※マージンには、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費なども含まれています。

4 教育訓練に関する事項

教育訓練の種類	対象者	方法	実施時間	実施主体	賃金支給の有無	労働者の費用負担の有無
新規採用時訓練	雇入時	OFF-JT	8時間	派遣先	有	無
運転技能研修	雇入時・派遣中	OJT	2時間	派遣元		
安全対策研修			2時間			
スキル研修	派遣中		2時間			
リーダー研修	入社3年目以降	OFF-JT	3時間			

5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

年次有給休暇、社会保険、雇用保険、労働者災害補償保険
育児休業制度、育児短時間勤務制度、子の看護休暇、介護休業制度、介護休暇
定期健康診断

6 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

・労使協定を締結しているか否か ： 未締結